

特別支援教育就学奨励費に関する質疑応答

○ 全般に関して

Q 1 特別支援教育就学奨励費とは何ですか

本校HP「事務室より」に特別支援教育就学奨励費について概要を掲載しています。
ご不明な点は事務までお問合せください。

Q 2 全員申請しないとだめなのでしょうか

教科用図書購入費、通学費は支給区分に関係なく全員の方が支給対象となっています。全部
辞退の方も辞退届の申請は必要になります。

Q 3 いつ頃奨励費は支給されますか

第1回目が9月上旬に支給されます。2回目11月上旬、3回目2月上旬、4回目が4月上旬
の4回に分けて支給されます。

Q 4 住所を変更したのですが

担任に連絡して下さい。交通機関利用届を提出していただきます。

Q 5 収入が激変しました

保護者の経済状況が著しく悪化した場合、支給区分2又は3の方は状況により支給区分1
になる事もありますので事務までご相談ください。

○ 申請に関して

Q 6 所得証明は源泉徴収票ではだめでしょうか

合計所得金額、所得控除額等の情報が必要なため所得（市・道民税）証明書の提出をお願い
しています。専業主婦等無職、無収入の方でも年間所得が0円であるという証明が必要にな
ります。尚、本人及び高校生（定時制生徒除く）までの児童、生徒、就学前の子供は必要あ
りません。

Q 7 所得証明はどこで発行してもらえますか

市税事務所及び各区役所納税課の窓口で発行してもらえます。証明項目は「所得金額と市・
道民税額と控除の内訳」です。使用目的に「就学奨励費申請のため」と申し出ると手数料は
かかりません。

Q 8 生活保護を受けているですが

区役所保護課で扶助の内容を記した受給証明書を発行してもらい提出してください。その場合所得証明書提出の必要はありません。

○ 通学費に関して

Q 9 定期券を購入した方がいいのでしょうか

通学費の支給金額は最も経済的な通常の経路及び方法により支給します。通学日数や定期券の金額等と比較し決定します。そのため保護者が購入する金額と支給金額が違う場合もあります。本校は3ヶ月単位で計算しています。支給金額は障がい者等割引料金での計算となります。

Q 10 通学定期券の領収書は提出しなくていいのでしょうか

通学費に関して領収書の提出は必要ありません。

Q 11 札幌市障がい者交通費助成制度をうけています

通学費において助成制度を利用している場合は就学奨励費と重なる部分は支給されません。本校では年度当初の申請書で確認しています。

Q 12 自家用車による通学証明書を発行してほしいのですが

本校に通学する生徒は知的障がいや自覚的な障がいがある生徒（生徒自身による自力通学）が条件となっていますので自家用車による通学証明書の発行はしていません。

○ 学用品・通学用品購入に関して

Q 13 学用品の申請はいつまで出来ますか

最終〆きりは2月中旬まで申請を受け付けています。

Q 14 昨年度購入した領収書が出てきました。申請は可能でしょうか

新1年生の学用品を除き前年度分は申請出来ません。1年生は事務にご相談下さい。

Q 15 金券で購入したのですが支給対象となりますか

金券や図書券での購入は保護者以外の方が購入した事も考えられるため支給対象外となります。また、ポイントでの購入等保護者が費用負担している実態が確認出来ない場合も支給対象外となります。

Q 1 6 学用品の対象となる物を教えてください

学用品にはノート、筆記用具の他、作業着やスキー用具等、教育課程上通常必要とする学用品であれば支給可能です。尚、下着や靴下等の日用品やタイツ、ベルト、眼鏡等は支給対象外となります。詳しくは事務にお尋ねください。

Q 1 7 通学用品の対象となる物を教えてください

通学のため通常必要とする通学用品（通学用靴、雨傘、帽子等）が支給対象となります。

○ その他

Q 1 8 見学旅行でのU S J料金は支給されますか

遊具や乗り物の利用等遊興的な行為に要する費用は支給対象外となります。

Q 1 9 現場実習の交通費は支給されますか

区分により支給されます。